改定後	現 行
自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引	自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引
自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請
A#1 C # 0 B	
令和 <mark>6 年 3 月</mark>	令和 <mark>5</mark> 年 4 月
長野県環境部資源循環推進課	長野県環境部資源循環推進課

中略

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請

はじめに 略

第1 フロン類回収業の登録について

1 登録の申請(法第54条)

(1) 申請手続

フロン類回収業者登録申請書(様式第1)(以下「登録申請書」という。)に必要事項を記入の上、(2)の添付書類及び(3)の登録申請手数料を添えて(貼付して)(4)の窓口に(5)の部数を提出してください。

なお、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html)

- (2) 添付書類 略
- (3) 申請手数料 略
- (4) 窓口 略
- (5) 提出部数 略
- (6) 留意点
- ア 同一都道府県内において、回収を行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地、 回収しようとするフロン類の種類並びにフロン類回収設備の種類、能力及び台数を記入してください。
- イ 法人にあっては、「役員の氏名」欄にすべての役員の氏名及び役職名を記入するようにしてください。
- ウ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併 記の上、職印を押印してください。また、委任状(以下の(ア)~(エ)に留意)を添付してください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。
- (エ) 連絡可能なメールアドレス(又はFAX番号)を記載してください。
- エ 郵送又は持参により提出してください。なお、持参する場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に申請窓口に連絡し、提出日時等を調整してください。
- オ フロン類回収業登録後には、第2の1 (P. 5)を確認の上、自動車リサイクルシステムへの登録を必ず 行ってください。
- 2 登録の可否(法第55条第1項及び第56条第1項) 略

中略

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請

はじめに 略

第1 フロン類回収業の登録について

1 登録の申請(法第54条)

(1) 申請手続

フロン類回収業者登録申請書(様式第1)(以下「登録申請書」という。)に必要事項を記入の上、(2)の 添付書類及び(3)の登録申請手数料を添えて(貼付して)(4)の窓口に(5)の部数を提出してください。

なお、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html)

- (2) 添付書類 略
- (3) 申請手数料 略
- (4) 窓口 略
- (5) 提出部数 略
- (6) 留意点
- ア 同一都道府県内において、回収を行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地、 回収しようとするフロン類の種類並びにフロン類回収設備の種類、能力及び台数を記入してください。
- イ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併 記の上、職印を押印してください。また、委任状(以下の(ア)~(ウ)に留意)を添付してください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。
- ウ 担当者が不在の場合等もありますので、事前に申請窓口に連絡し、提出日時等を調整の上、<mark>登録申請書等を持参</mark>してください。

2 登録の可否(法第55条第1項及び第56条第1項) 略

改 定 後

3 登録の更新(法第53条)

フロン類回収業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。 手数料は登録の際と同じく、3,500円です。手続については新規登録時と同様です。

なお、自動車リサイクルシステムの更新手続も別途必要になりますので、第2の1 (P. 5)を確認の上、必ず行ってください。

4 登録の変更(法第57条)

フロン類回収業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に「フロン類回収業者変更届出書」(様式第3)に、<u>欠格要件に該当しないことを誓約する書面</u>(様式第2)及び表1右欄の添付書類を添え、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ郵送又は持参により提出してください。手数料は不要です。

なお、変更届の提出が当該変更の日から 30 日を経過した日以降となった場合には遅延理由書(様式任意)も 併せて提出してください。

表 1

変更事項	添付書類		
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し ^{*1} (2) 法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書 ^{*1}		
2 事業所の名称及び所在地	(1) 新たに事業所を追加する場合 ア 当該事業所において使用するフロン類回収設備の 所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類*2 イ 当該事業所において使用するフロン類回収設備の 種類及びその設備の能力を説明する書類 (2) 事業所の廃止、事業所名称変更及び所在地移転の場合 添付書類は特に必要ありません。		
3 役員の氏名	商業・法人登記の登記事項証明書*1		
4 未成年者の場合で、法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し**1		
5 未成年者で、法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに その代表者及び役員の氏名	法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書*1		
6 回収するフロンの種類	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類 ^{※2} (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		
7 フロン類回収設備の数、種類及び能力 (回収するフロンの種類の変更を伴うものに限る。)	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類 ^{※2} (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		

- ※1 住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)及び商業・法人登記の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、届出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- ※2 フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類を提出できない場合には、回収設備の写真(機器全体及びメーカー型番がわかるもの)及び申立書(様式第5)を提出してください。

現

3 登録の更新(法第53条)

フロン類回収業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。 手数料は登録の際と同じく、3,500円です。手続については新規登録時と同様です。

行

4 登録の変更(法第57条)

フロン類回収業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に「フロン類回収業者変更届出書」(様式第3)に、<u>欠格要件に該当しないことを誓約する書面</u>(様式第2)及び表1右欄の添付書類を添え、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ提出してください。手数料は不要です。

なお、変更届の提出が当該変更の日から 30 日を経過した日以降となった場合には遅延理由書(様式任意)も 併せて提出してください。

表 1

変更事項	添付書類		
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し (2) 法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書		
2 事業所の名称及び所在地	(1) 新たに事業所を追加する場合 ア 当該事業所において使用するフロン類回収設備の 所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類 イ 当該事業所において使用するフロン類回収設備の 種類及びその設備の能力を説明する書類 (2) 事業所の廃止、事業所名称変更及び所在地移転の場合 添付書類は特に必要ありません。		
3 役員の氏名	商業・法人登記の登記事項証明書		
4 未成年者の場合で、法定代理人が個人で ある場合、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し		
5 未成年者で、法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに その代表者及び役員の氏名	法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書		
6 回収するフロンの種類	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類 (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		
7 フロン類回収設備の数、種類及び能力 (回収するフロンの種類の変更を伴うものに限る。)	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること(又は使用する権原を有すること)を証する書類 (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		

- ※1 住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)及び商業・法人登記の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、届出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- ※2 フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類を提出できない場合には、回収設備の写真(機器全体及びメーカー型番がわかるもの)及び申立書(様式第5)を提出してください。

改 定 後

現 行

6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項

- ア 代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業 区分(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)について届出が必要となりますので、ご注意ください。
- イ 法人の名称、代表者名、事業所の所在地等に変更があった場合や、フロン類回収業を廃止した場合などは、 自動車リサイクルシステムへの登録も必要になりますので、ご注意ください。
- ウ 変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大 30 日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30 万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

中略

第2 フロン類回収業者の責務

中略

3 フロン類の回収義務、引渡義務及び引取基準(法第12条、第13条及び第22条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら 再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等 ((一社) 自動車再資源化協力機構の指定 する引取場所) にフロン類を引き渡さなければなりません。

以下略

6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項

代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業区分(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)について届出が必要となりますので、ご注意ください。

また、変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大 30 日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30 万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

中略

第2 フロン類回収業者の責務

中略

3 フロン類の回収義務、引渡義務及び引取基準(法第12条、第13条及び第22条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら 再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等 ((一社) 自動車再資源化協力機構の指定 する引取場所) に引き渡さなければなりません。

以下略

改 定 後

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

名称	住所	直通電話 FAX メール	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267 (63) 3166 0267 (63) 3199 sakuchi-kankyo@pref. nagano. lg. jp	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265 (76) 1672 0265 (76) 6838 kamichi-kankyo@pref. nagano. lg. jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上 伊那郡 下伊那郡 木曽郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南 県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026 (234) 9533 026 (234) 9912 nagachi-kankyo@pref. nagano. lg. jp	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下 高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字 幅下692-2	電話 026 (235) 7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話		管	轄	区	域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026 (224) 7320	長野市				

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263 (47) 1350	松本市

現 行

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

地域振興局名	住	所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課		0267 (63) 3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課		0265 (76) 6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那 郡 下伊那郡 木曽郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課		0263 (40) 1956	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	5町686-1	026 (234) 9533	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井 郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅	〒692-2	026 (235) 7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
光来物外水味	区的印入于购员协图1010		

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

松本市	₹390-0851	0969(47)1970	松本市
廃棄物対策課	松本市島内7576-1	0263(47)1350	15年[]